

委員会・部会・作業部会メーリングリスト運用細則
(2024 年 1 月 20 日制定、2026 年 4 月 30 日改定)

(利用目的)

第1条 日本緩和医療学会委員会・部会・作業部会メーリングリスト（以下、委員会等 ML という）の利用は、委員会・部会・作業部会における委員間の意見交換の支援、情報の共有化及び事務連絡の効率化を図ることを目的とする。

(管理・運営・運用)

第2条 ML は、UMIN が提供するメーリングリストサービス（以下、Million [ミリオン] という）を利用し、日本緩和医療学会が管理・運営する。設置にあたっては、理事会の承認を経て設置し、事務局がコーディネータ（管理者）として運用する。

(運用規定)

第3条 委員会等 ML は、原則、委員会規則及び細則に則り設置された委員会・部会・作業部会の委員等に委嘱された者のみ利用できる。

2. 但し、やむを得ず、事業遂行のため一時的に委嘱されていない委員等の登録が必要な場合は、その登録理由が日本緩和医療学会メーリングリストの運用目的に沿った妥当なものであると当該委員会委員長が判断した場合に限り、コーディネータが追加登録する。登録後は、理事会において、当該委員会委員長が登録理由及び追加登録者氏名を報告する。なお、当該委員会委員長が判断する上で登録理由が妥当であるか否かが不明な場合は、事務局に問い合わせるものとする。

3. 委員会等 ML の利用期間は、任期開始日から任期終了日までとする。

4. メールアドレスは会員情報の登録アドレスとするが、使用不能となる場合や当該本人のインターネット環境等によりメールアドレスの複数登録が必要な場合は、当該本人より申し出の上、コーディネータが登録メーリングリストを変更する。

5. 委員会・部会・作業部会の委員等が脱退及び会員の資格を失った場合は、コーディネータが各委員会委員長に確認の上、速やかに当該メールアドレスの登録を削除する。

6. 委員会等 ML を用いて発信するメッセージは、Million [ミリオン] を経由して各委員・部会員・作業部会員のメールアドレスに配信される。

7. メッセージは、委員会等 ML に登録されたメールアドレスを用いて投稿することができる。

8. 委員会等 ML では、本文はテキストを使用し、特殊文字及び HTML などの使用を禁じる。また、ウィルスやスパム等のメッセージが ML に流れることがないようにセキュリティ対策に努めること。

(禁止事項)

第4条 委員会等 ML では、次の各号に定める事項に該当する利用を禁止する。

- (1) 営利目的の行為及び特定の団体等を利する行為
- (2) 公序良俗、並びに法令に違反する行為
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とする行為
- (4) 個人及び団体等を誹謗中傷する行為
- (5) 個人及び団体等の財産・プライバシーを侵害する行為
- (6) 個人及び団体等に不利益を与える行為
- (7) 個人及び団体等の著作権を侵害する行為
- (8) 本 ML に投稿された文章を投稿者の許可無く転用（転送・転載・引用・印刷配布等）する行為
- (9) 本 ML の主旨に沿わない個人情報の利用等の行為
- (10) その他、日本緩和医療学会が不適切と判断するすべての行為

(細則の変更)

第5条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。